

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

## 目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)

町の区域の変更(シ)

町等の区域の変更等(シ)

市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(福祉保健課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

湖沼水質保全特別措置法第七条第一項の規定に基づく窒素含有量等に係る汚濁負荷量の規制基準(環境政策課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(中小企業課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良事業の認可(農村整備課)

海面における区画漁業の免許(水産課)

海面における区画漁業の免許の取消し(シ)

土地区画整理組合の設立認可(都市計画課)

◇ 選 管 告 示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)

## 告 示

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇ 公 告 林業種苗法による講習会の開催(森林保全課)

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

### 鳥取県告示第六百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成七年五月二十五日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
昭和町二の六の地先	二〇、六九二・四五平方メートル

### 鳥取県告示第六百一十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



<p>目 皆生温泉三丁</p> <p>浪新田と皆生新田三丁目の境界線、皆生字西灘端野浪新田と皆生新田三丁目の境界線、皆生字灘濱と皆生新田三丁目の境界線、皆生字</p>	<p>目 皆生温泉二丁</p> <p>皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界線、皆生字温泉と皆生新田一丁目の境界線、皆生字温泉と皆生字離池沖山中の境界線、皆生字離池沖山中一七七八の一、一七七八の一六、一七七八の四の各南筆界、皆生字離池沖山中一七一九の四の南筆界及び西筆界、市道温泉南一号線の北側線、県道皆生西原線の東側線、皆生字温泉一七二六の二三の南筆界、西筆界及び北筆界、県道皆生西原線の東側線、皆生字温泉二一七三の一の南筆界、西筆界及び北筆界、皆生字温泉二一七三の一の南筆界、西筆界及び北筆界、市道皆生西原線の東側線、皆生字温泉一九四一の三の西筆界、皆生字温泉二二七三の一の南筆界、西筆界及び北筆界、皆生字温泉一九四六の六の西筆界、県道米子環状線の北側線、皆生字温泉と皆生字灘端東新田の境界線</p>	<p>目 皆生温泉一丁</p> <p>をなす国有地の北筆界</p> <p>県道皆生西原線の西側線、皆生字温泉一七三二の一〇、一七三二の六、一七三二の九の各北筆界、県道皆生西原線の東側線、皆生字温泉一七二六の二三の北筆界、西筆界及び南筆界、県道皆生西原線の東側線、皆生字温泉と皆生字離池沖山中の境界線、県道皆生西原線の西側線、市道上福原新田新開西線の北側線、上福原字北濱新田ノ四と上福原字北濱沖開の境界線、上福原字北浜温泉と上福原字北濱沖開の境界線、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜温泉一八四二の七の西筆界、南筆界及び東筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜温泉一八四二の一の西筆界、南筆界及び東筆界、県道米子環状線の北側線、皆生字温泉一九一七の二の西筆界、南筆界及び東筆界、県道米子環状線の南側線</p>
<p>目 皆生温泉四丁</p> <p>皆生字温泉一八六五の東筆界、皆生字温泉一八六二の東筆界、南筆界及び東筆界、皆生字温泉一八六一の東筆界、皆生字温泉一九一七の三の北筆界、皆生字温泉一八六九の西筆界、皆生字温泉一八六六の西筆界及び北筆界、皆生字温泉一八六七の北筆界及び東筆界、皆生字温泉一八六八の東筆界、皆生字温泉二一七六の南筆界、皆生字温泉一八六八の東筆界、皆生字温泉二一七六の南筆界、皆生字温泉一九六三、二一七四の各西筆界、市道皆生温泉七号線の東側線、市道皆生温泉二〇号線の東側線、皆生字温泉一九四六の二の西筆界、皆生字温泉二一七三の一の西筆界及び南筆界、皆生字温泉一九四一の三の西筆界、県道皆生西原線の東側線、皆生字温泉二一七三の一の北筆界、西筆界及び南筆界、県道皆生西原線の東側線、皆</p>	<p>目 皆生温泉三丁</p> <p>灘端東新田と皆生新田三丁目の境界線、皆生字灘端東新田と皆生字温泉の境界線、県道米子環状線の北側線、皆生字温泉一九四六の六の西筆界、皆生字温泉二一七三の一の北筆界、皆生字温泉一九四六の二の西筆界、市道皆生温泉二〇号線の東側線、市道皆生温泉七号線の東側線、皆生字温泉二一七四、一九六三の各西筆界、皆生字温泉二一七六の南筆界、皆生字温泉一八六八の東筆界、皆生字温泉一八六七の東筆界及び北筆界、皆生字温泉一八六六の北筆界及び西筆界、皆生字温泉一八六九の西筆界、皆生字温泉一九一七の三の北筆界、皆生字温泉一八六一の東筆界、皆生字温泉一八六二の東筆界、南筆界及び東筆界、皆生字温泉一八六五の東筆界、皆生字温泉一九二〇、一九六七、二〇四六、二〇四七、二一七一の各北筆界、皆生字温泉二一七二の北筆界及び東筆界、皆生字温泉二一六九の東筆界、皆生字温泉二一八三、二一八四の一の各北筆界、皆生字灘端東新田一八一五の一、一八一、一八二五、一八二六と一体をなす国有地の西筆界及び北筆界、皆生字西灘端野浪新田九一六の一の北筆界、皆生字西灘端野浪新田九一六の一の北筆界と東筆界が交わる点と皆生字灘端野浪新田と日吉津村大字富吉の境界線を直角に結ぶ線</p>	



別図1



別図 2



凡例	
	新町名
	新町界

西伯郡日吉津村大字盛吉

一級河川日野川水谷野川

鳥取県告示第六百十三号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号(市町村の区域ごとの民生委員の定数に  
ついて)の一部を次のように改正し、平成七年十二月一日から施行する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市	二七〇人
米子市	二五一一人

を

鳥取市	二七三人
米子市	二六一一人

に

羽合町	一
-----	---

七人

羽合町

一人

に改める。

鳥取県告示第六百十四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第  
一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定し  
たので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(以下別表のとおり)

指定番号	種 別	図 書		類 別	発行所名
		題 号	書 号		
5361	雑誌その他 の刊行物	思 わ ず お 尻 が ...	A Z - 6	表示された 発行記号等	アズ出版 株式会社 サンデー 図書社
5362	〃	ク ク シ ョ ン 倶 楽 部 9月号	不 明		株式会社 サンデー 図書社
5363	〃	激 写 通 信 10月号	不 明		三和出版 株式会社
5364	〃	ゾ ツ ル 通 信 1995 6月号	雑誌 01559-6		三和出版 株式会社
5365	〃	ベ ス ト ビ ジ オ 5月号	雑誌 17979-5		三和出版 株式会社
5366	〃	ベ ス ト ビ ジ オ ス ペ シ ャ ル No. 8	雑誌 64167-61		三和出版 株式会社
5367	〃	ニ ャ ン ピ ャ ン 倶 楽 部 1月号	雑誌 08331-1		三和出版 株式会社
5368	〃	シ ョ ン グ ル ベ ッ ト ド	S - 0 2 3		ハートビル カンパニー
5369	〃	サ ー キ ャ ッ ト の 悶 絶	BOOK.NO. ANG-54		ビエナ 画 画
5370	〃	ニ ャ ン ピ ャ ン キ ャ ル	BOOK.NO. ANG-55		ビエナ 画 画
5371	〃	「 樹 ま り 子 」 写 真 集	ISBN4-906176 -028-06 00078		株式会社 山口
5372	〃	エ ロ 狂 い 変 態 女	NO. 5 9		北陽出版
5373	〃	乱 さ れ た 一 人 暮 し	NO. 5 6		北陽出版
5374	〃	夜 遊 び 隊	雑誌 09011-05		株式会社 メディア アックス
5375	〃	漫 画 ス ト ロ ン 9月号	雑誌 03693-9		株式会社 等倉出版
5376	〃	漫 画 絶 対 M A N - Z O K U 9月号	雑誌 08317-9		株式会社 等倉出版
5377	〃	漫 画 ユ ー ト ビ 平成7年9月号	雑誌 08937-9		株式会社 等倉出版
5378	〃	美 乳 ナ ー ス ひ み つ 日 記 漫画ラポートビジュアル9月増刊号	雑誌コード 18350-9/25		株式会社 等倉出版
5379	〃	漫 画 バ ン 6月号	雑誌コード 05955-6		株式会社 等倉出版
5380	録画テープ	獣 が 獣 に 犯 ら れ る 時 矢吹まりな	F H - 0 2		フライハイ

鳥取県告示第六百十五号

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号。以下「法」という。）第七  
条第一項の規定に基づき、窒素含有量及び燐含有量に係る汚濁負荷量の規制基準（以下  
「規制基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により告示し、平  
成七年十一月一日から施行する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 適用する地域

法第三条第二項に規定する指定地域のうち中海に係る地域（平成元年総理府告示第  
五号（湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定湖沼及  
び指定地域を指定する件）により指定された地域のうち鳥取県内の区域に限る。以下  
「指定地域」という。）

二 適用する工場又は事業場

法第七条第一項に規定する湖沼特定施設（以下「湖沼特定施設」という。）を設置  
する指定地域内の工場又は事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メー  
トル以上のもの（以下「湖沼特定事業場」という。）

三 業種等の区分

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年  
十月鳥取県条例第四十号）に掲げる特定事業場のうち、豚房施設、牛房施設又は馬房  
施設を設置する湖沼特定事業場並びに畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系  
飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る湖沼特定事業場（以下「水  
産食料品製造業等の業種」という。）と、それ以外の湖沼特定事業場（以下「その他  
の業種」という。）とに区分し、それぞれ規制基準を設ける。

四 規制基準

規制基準は、次の表の上欄に掲げる湖沼特定事業場の区分ごとに同表の下欄に定め  
る算式により算出した汚濁負荷量とする。

湖沼特定事業場の区分	規制基準
一 平成七年十一月一日以後新たに設置される湖 沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）	$L = a \cdot Q^2 \times 10^{-3}$
二 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、平成七 年十一月一日以後に湖沼特定施設の設置又は構 造等の変更を行うもの。	$L = [a \cdot Q^{0.1} \cdot (Q - Q_0)]$ $+ C \cdot Q^{0.1} \times 10^{-3}$

備考 下欄に掲げる算式において、L、Q、Q<sub>0</sub>、a、b及びCは、それぞれ次の値を  
表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

Q 排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

Q<sub>0</sub> 規制基準の適用の際における排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

a、b及びC a及びbは湖沼特定事業場の排出水に適用される水質汚濁防止法

（昭和四十五年法律第三十八号）及び水質汚濁防止法第三条第三項  
の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく窒素含有量及び燐含有  
量の日間平均に係る排水基準（以下「排水基準」という。）の区分並  
びに業種等の区分に従い、それぞれ次の表に定める数値とし、Cは当  
該排水基準（単位 リットルにつきミリグラム）とする。

規制項目	業種等の区分	
	C（排水基準）	a
窒素含有量	水産食料品製造 業等の業種	一三・六
	その他	〇・九六
窒素含有量	水産食料品製造 業等の業種	一一・〇
	その他	一七・〇
窒素含有量	水産食料品製造 業等の業種	五〇
	その他	五九・一
窒素含有量	水産食料品製造 業等の業種	一一・〇
	その他	一一・七



鳥取県告示第六百十六号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	株式会社武田商会	届出に係る建物の名称	株式会社タケタスポーツ	届出に係る建物の所在地	鳥取市興南町三三
--------	----------	------------	-------------	-------------	----------

燐含有量		燐含有量		燐含有量	
その他の業種		水産食料品製造業等の業種		その他の業種	
八	五	四	三	二	一
九・〇七	五・六七	四・五三	三・四〇	二・二七	一・九一
〇・九七		〇・九六		〇・九七	

鳥取県告示第六百十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成七年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要							備 考
				粗たん白質 (%)	粗 脂 肪 (%)	粗 維 織 (%)	粗 灰 分 (%)	カルシウム (%)	リ ン 酸 (%)	水 分 (%)	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神戸 戸工場	東伯郡大栄町大字 由良宿1638 大栄町農業協同組 合農産資材課	くみあい養豚用配合飼 料ウルトラBペレット	平成7年6月	16.3	4.8	2.6	4.3	0.62	0.54	11.9	
		くみあい標準配合飼料 モーレットグリーン	平成7年7月	19.1	4.5	5.6	5.6	0.90	0.51	11.5	
		くみあい配合飼料和牛 繁殖連産1号	〃	17.0	3.2	5.9	7.0	1.01	0.85	11.8	
東伯郡大栄町大字 東伯町農業協同組 合農産資材課	東伯郡大栄町大字 徳万558-1	フエザーミール	平成7年8月	81.7	6.5		1.6			9.8	
		日清印子豚用人工乳ミ ルクフワード	平成7年7月	21.3	5.0	0.3	5.1	0.96	0.62	10.7	
		日清印子豚用人工乳ミ ルククーキ	平成7年6月	23.8	5.8	0.8	5.2	0.93	0.82	10.2	
愛知県知多市 口清製粉株式会社 社知多工場	東伯郡大栄町大字 徳万558-1	日清印子豚用人工乳コ ロクーキ	平成7年7月	18.6	5.9	1.9	4.7	0.86	0.69	11.6	
		日清印成鶏用配合飼料 ランキーパー	〃	17.3	3.6	2.6	11.8	3.73	0.63	11.2	
		日清印子豚用人工乳ミ ルククーキ	〃	18.1	7.9	2.6	5.2	0.93	0.63	11.5	
岡山県倉敷市 西日本飼料株式 会社	東伯郡大栄町大字 徳万558-1	全酪育成前期	平成7年6月	19.0	3.2	4.4	6.4	0.94	0.69	11.9	
		ニューラクビーフ前期	〃	13.6	2.9	4.7	5.1	0.69	0.47	11.7	
		ニュービーフスターター	〃	19.2	2.6	3.7	4.9	0.69	0.43	11.7	
神戸市 全国酪農業協同 組合連合会関西 飼料工場	東伯郡大栄町大字 保37 大山乳業農業協同 組合	全酪育成後期	平成7年7月	14.1	3.2	4.4	6.3	0.92	0.74	11.8	
		全酪2号ペレット	〃	16.9	2.6	5.4	6.4	1.05	0.62	11.1	

注1. 飼料の名称の欄中「(規)」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（農村総合整備事業今泉地区農業用排水）を平成七年八月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、平成七年九月一日区画漁業を次のとおり免許したので告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許番号海区第一号

1 漁業権者の住所及び名称

境港市中野町三三〇五

境港市漁業協同組合

2 免許の内容

平成七年八月四日鳥取県告示第五百六十三号（区画漁業の免許の内容たるべき事項等）について。以下「県告示」という。）の一の1のとおり

3 制限又は条件

なし

4 存続期間

平成七年九月一日から平成十年八月三十一日まで

二 免許番号海区第二号

1 漁業権者の住所及び名称

気高郡青谷町大字青谷二〇二二

夏泊漁業協同組合

2 免許の内容

県告示の二の1のとおり

3 制限又は条件

なし

4 存続期間

平成七年九月一日から平成十年八月三十一日まで

三 免許番号海区第三号

1 漁業権者の住所及び名称

東伯郡泊村大字泊一五七三

泊村漁業協同組合

2 免許の内容

県告示の三の1のとおり

3 制限又は条件

なし

4 存続期間

平成七年九月一日から平成十年八月三十一日まで

四 免許番号海区第四号

1 漁業権者の住所及び名称

西伯郡淀江町大字淀江九九二一一

淀江漁業協同組合

2 免許の内容

県告示の四の1のとおり

3 制限又は条件

なし

4 存続期間

平成七年九月一日から平成八年八月三十一日まで

**鳥取県告示第六百二十号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づく区画漁業権免許を次のとおり取り消したので告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 取消しに係る免許番号等

1 免許番号

海区第一号

2 免許年月日

平成五年九月一日

3 漁業権者の住所及び名称

境港市中野町三三〇五

境港市漁業協同組合

二 取消年月日

平成七年八月三十一日

三 取消事由

錯誤による。

**鳥取県告示第六百二十一号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市熊党土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

平成七年九月五日から平成十二年三月三十一日

二 施行地区

米子市熊党字芝尾、字梨子木、字東南、字北土井、字上場、字コ、口、字五反通及び字西南並びに浦津字下中河原の各一部

三 事務所所在地

米子市彦名町七一一三

四 設立認可の年月日

平成七年八月三十一日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事務所及び施行地周辺の掲示場に掲示して行う。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	九、四七六
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一五七、九二七
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三六、〇七三
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三四、三七三
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、〇七一
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	九、六九九
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八六九
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、九五二
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇七四
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、八七六
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、七四〇
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、二〇四

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年九月五日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

- 一 日時 平成七年九月六日（水）午後一時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会室
- 三 議題
  - 1 平成八年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
  - 2 その他

鳥取県公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社高尾				
	住 所	名古屋市中川区葛元町2丁目51				
	法人にあってはその代表者の氏名	内ヶ島 敏博				
遊 技 機 の 種 類	遊技機の区分	型 式 名	製造業者名	検定番号	有 効 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	規則第6条第1号 イ該当機	CRレディースナイパー2	株 式 会 社 高 尾	500156	7年9月5日から3年間	
〃	〃	フューチャー7E X	〃	500121	〃	

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社大一商会				
	住 所	名古屋市中村区鴨付町1丁目22				
	法人にあってはその代表者の氏名	市原 茂				
遊 技 機 の 種 類	遊技機の区分	型 式 名	製造業者名	検定番号	有 効 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	規則第6条第1号 イ該当機	大リーガー	株 式 会 社 大 一 商 会	500068	7年9月5日から3年間	
〃	〃	CRどろろん忍者 くんV	〃	500262	〃	
〃	規則第6条第1号 ロ該当機	リアルゴール2	〃	520257	〃	

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	マルホン工業株式会社				
	住 所	愛知県春日井市桃山町1丁目127				
	法人にあってはその代表者の氏名	岸 稔人				
遊 技 機 の 種 類	遊技機の区分	型 式 名	製造業者名	検定番号	有 効 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	規則第6条第1号 イ該当機	CRゴーストガン サーズ	マルホン工業 株 式 会 社	500259	7年9月5日から3年間	
〃	規則第6条第1号 ロ該当機	カラオケ電撃隊	〃	520245	〃	
〃	規則第6条第1号 イ該当機	CRクレイジー博 士	〃	500252	〃	
〃	〃	ワクワクハイウェー	〃	500253	〃	

〃	〃	ジャングルハウス	〃	500295	〃
〃	〃	ドロロンブラザーズ	〃	500296	〃
〃	〃	ファンキードクター	〃	500231	〃

申請者	氏 名 又 は 名 称		株式会社オリンピア			
	住 所		東京都台東区東上野2丁目11-7			
	法人にあってはその代表者の氏名		石原 昌幸			
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製造業者名	検定番号	有 効 期 間	
回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	サンセットマリン	株式会社 オリンピア	540280	7年9月5日から3年間	
〃	〃	ジョーカー	〃	540297	〃	

申請者	氏 名 又 は 名 称		太陽電子株式会社			
	住 所		名古屋市西区見寄町125			
	法人にあってはその代表者の氏名		佐藤 英理子			
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製造業者名	検定番号	有 効 期 間	
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	CRトドの浜ちゃん2	太陽電子株式会社	500311	7年9月5日から3年間	

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成7年9月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行う者とする者

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成7年11月10日（金） 午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 八頭郡河原町大字稲常 鳥取県林業試験場

3 科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成7年10月13日（金）までに住所地を管轄する地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

5 講習受講手数料及び納付方法

講習受講手数料は10,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規制（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に

定めるところにより、平成7年9月19日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成7年9月5日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 届出者の氏名 柴原勤三
- 2 届出者の住所 鳥取市松並町二丁目409
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 S-mart桜谷店 鳥取市正蓮寺109
- 4 開店日 平成8年1月23日
- 5 店舗面積 30㎡
- 6 主として販売する物品の種類 パン

○ 法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称 株式会社シバタ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 S-mart桜谷店 鳥取市正蓮寺109
- 3 現在の店舗面積 810㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 84㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成8年1月23日